

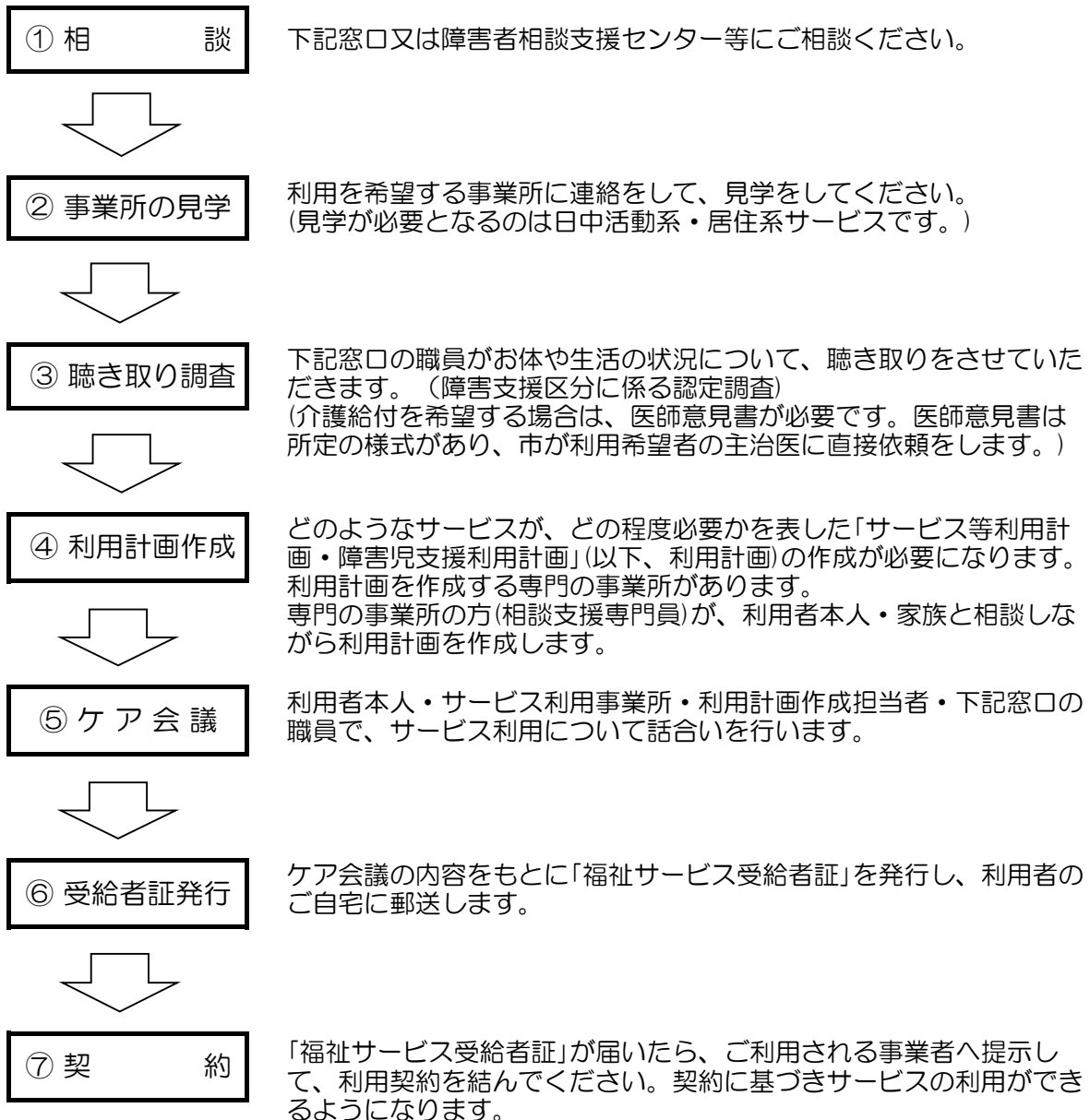
## 7 在宅生活の援助

### 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）で受けられるサービスは主に訪問系・日中活動系・居住系の3つに分類されていて、内容は下記のとおりです。  
サービスを利用するための手順は次のとおりです。

- 対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者  
\* 障害児の方は利用できないサービスがあります。

- サービス利用の手順（一般的な利用手順です。必ずしもこの順番とは限りません。）



- 内 容
  - (注) 介護保険も対象となる方で、介護保険のサービスの中に同等のサービスがある場合は原則として、介護保険が優先します。
  - (注) 障害支援区分等により利用できないサービスもあります。

## &lt; 訪問系サービス &gt;

サービス名	サービス内容	利用要件	
介護給付	居宅介護(身体介護)	居宅で、入浴、食事、排せつ、服薬等の介助を行います。	区分1以上 *障害児別要件
	居宅介護(家事援助)	居宅で、調理、洗濯、掃除等の支援を行います。	区分1以上 *障害児別要件
	居宅介護(通院等介助)	医療機関受診時に、移動や排せつに介助が必要な場合、知的障害・行動障害等があり見守りが必要な場合等で、受診に付き添いが必要な場合、介助を行います。	区分1以上 *他要件有 *障害児別要件
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方へ居宅で入浴、食事、排せつ等の介助や外出時の移動の補助等を行います。	区分4以上 *他要件有
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方へ行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助を行います。	区分3以上 *他要件有 *障害児別要件
	同行援護	視覚障害があり移動が困難な方へ移動時に必要な情報の提供や移動に必要な補助を行います。	サービス内容により要件異なる
	重度障害者等包括支援	重度の障害等で、介護の必要が高い方へ居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。	区分6以上 *他要件有

## &lt; 日中活動系サービス &gt;

サービス名	サービス内容	利用要件	
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする方へ昼間、入浴、食事、排せつの介助等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分2以上 *他要件有
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方へ医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。	区分5以上 *他要件有
	短期入所	居宅で介護している介護者の方が病気等で、一時的に介護等ができない時に、短期間、施設等で昼間・夜間ともに、入浴、食事、排せつの介助を行います。	区分1以上 *障害児別要件
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある方へ理学療法等のリハビリテーションや生活等に関する助言等の支援を行います。	区分要件無し 身体障害者
	自立訓練(生活訓練)	知的障害又は精神障害のある方へ自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います。	区分要件無し
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する65歳未満の方へ一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	区分要件無し 65歳未満
	就労継続支援A型(雇用型)	企業等に就労することが困難な方につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方へ生産活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	区分要件無し 65歳未満
	就労継続支援B型(非雇用型)	通常の事業所に雇用されていたが継続的に雇用されることが困難になった方や、通常の事業所に雇用されることが困難な方へ生産活動・その他の活動の機会の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	区分要件無し
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した方で就労に伴う生活面の課題が生じている方に対し、必要な指導、助言等の支援を行います。	区分要件無し	

## &lt; 居住系サービス &gt;

サービス名	サービス内容	利用要件	
介護給付	施設入所支援	施設へ入所する方へ主に夜間・休日に、入浴、食事、排せつの介助等を行います。	利用形態により要件異なる
訓練等給付	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。	区分要件無し *他要件有

訓練等給付	自立生活援助	1人暮らしを希望する障害がある方に対して、定期的又は随時の居宅訪問により、日常生活を送る上での問題把握、体調等の変化などについての確認を行い、必要な助言や連絡調整等の支援を行います。	区分要件なし
訓練等給付	宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害のある方へ居室等を利用してもらい、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する助言を行います。	区分要件なし *他要件有

**\*訪問系・日中活動系・居住系サービスの事業所や相談支援（計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援）の事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。**

- 費用負担 市町村民税の課税有無・本人収入額等により、自己負担があります。市町村民税の課税有無の対象範囲は以下のとおりです。
- ・18歳以上の障害者(施設に入所する18歳、19歳を除く)  
障害のある方と、その配偶者
  - ・障害児(施設に入所する18歳、19歳を含む)  
保護者の属する住民基本台帳での世帯
- 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
(介護保険の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## 有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

松本市社会福祉協議会では、障がいのある方がより快適な在宅生活を送れるよう、地域住民の皆さんの支えあいによる有償の支援を行っています。(会員制)  
※協力できる会員がない場合は、お断りすることもあります。

- 対象者 支援が必要な方
- 費用負担 年会費 1,000円  
家事支援・ペット支援…1時間900円  
外出支援…1時間1,100円  
ゴミ出し支援(一般家庭ゴミ)…1回150円
- 窓 □ 松本市社会福祉協議会 生活福祉課  
電話25-7330 fax27-2239

## 移動支援(ガイドヘルプサービス)

地域生活支援事業

屋外での移動等に支援が必要な方へ対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。  
外出の支援は原則として1日の範囲内で用務が完結するものが対象となります。

- 対象者
- \*身体障害児者で肢体不自由の障害等級が1級又は2級であり3肢以上に障害のある方
  - \*身体障害児者で視覚障害のある方
  - \*知的障害のある方(児者)
  - \*精神障害のある方(児者)
  - \*難病患者の方(児者)
- (注)自立支援給付(介護給付)の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給対象となる場合は、自立支援給付(介護給付)が優先します。

- 窓    □    松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

	<b>障害者デイサービス事業</b>	地域生活支援事業
--	--------------------	----------

(注)介護保険も対象となる方は、原則として介護保険のデイサービス(通所介護)の利用が優先します。

在宅の障害者等が、通所して日常生活訓練や社会適応訓練、創作的活動等のサービスを受けられます。介護型デイサービスでは、入浴や給食サービスも受けられます。

- 内    容    機能訓練、社会適応訓練、介護方法指導、レクリエーション、創作的活動、送迎サービス、(入浴サービス、給食サービス)
- 費用負担    \* 利用者および配偶者の市町村民税の課税有無・本人収入額等により、自己負担があります。  
 \* 入浴サービス、給食サービス、創作活動の材料費などは、実費負担となります。
- 窓    □    松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 (介護保険の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

	<b>日中一時支援事業(日中ショート)</b>	地域生活支援事業
--	-------------------------	----------

在宅の障害児者介護者(保護者)が一時的に家庭介護ができないとき、施設等で日中の介護(保護)を受けられます。

- 対象者    身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者
- 費用負担    食費相当額が自己負担となります。
- 窓    □    松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
 (介護保険の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

	<b>訪問入浴サービス</b>	地域生活支援事業
--	-----------------	----------

(注)介護保険に該当される方は、原則として介護保険の入浴サービス(訪問入浴)の利用が優先します。

家庭での入浴が困難な重度身体障害者(児)、及び難病患者の方に対して、自宅に浴槽を搬入し入浴を行います。

- 費用負担    自己負担なし
- 窓    □    松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 (介護保険の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

**児童発達支援事業**

障害児通所給付

就学前の心身障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練指導等を行います。

- 対象者 心身障害児
- 費用負担 \* 保護者等の市町村民税の課税有無・本人収入額等により、自己負担があります。  
第2子以降のお子さんの場合、自己負担が軽減される場合があります。
- 窓 □ 松本市役所  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

**放課後等デイサービス**

障害児通所給付

学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

- 対象者 心身障害児
- 費用負担 \* 保護者等の市町村民税の課税有無・本人収入額等により、自己負担があります。
- 窓 □ 松本市役所  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

**心身障害児親子療育相談事業（こまくさ教室）**

地域生活支援事業

心身の発達に心配のあるお子さんと家族の皆さまが、信濃学園に親子で通園して、家庭での療育に関するヒントを得ていただけるよう開催しています。

- 対象者 心身の発達に心配のあるお子さんと家族の皆さま
- 窓 □ 信濃学園 電話92-2078 fax92-5729

**タイムケア事業**

在宅の身体障害児者（中軽度を除く）、知的障害児者及び精神障害者の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

- 対象者 在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児、重度身体障害者、精神障害児者
- 利用時間 年300時間以内(送迎時間も含まれます)
- 費用負担 食費等実費については自己負担となります。
- 利用方法 市に利用者および介護者の登録を行います。



- 補助金 70万円
  - \* 日常生活用具給付等事業及び介護保険による「住宅改修費」該当分（20万円以内）を除く。
  - \* 「住宅改修費」該当改修で20万円を超えた部分も対象となります。
- 費用負担 日常生活用具給付等事業の「住宅改修費」（介護保険による場合を含む）の自己負担と同様に1割の自己負担があります。
- 注意事項 当年度の予算の執行状態により補助金の交付が受けられない場合があります。
- 窓 □ 松本市役所
  - 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
  - (65歳以上の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016
  - こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
  - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
- ◎ 関連
  - \* 住宅の新築、増改築は対象となりません。
  - \* 住宅建築、購入、宅地取得、増改築の際の割増融資、低利融資、特別融資等については住宅金融公庫業務取扱店等へお問い合わせください。

### 家具転倒防止事業（市の制度）

※家具転倒防止工事を行う前に必ず担当課に相談してください。

地震発生時における家具の転倒による被害の防止、軽減を図るために、家具転倒防止金物取付工事費の一部を補助します。

- 対象者 次のいずれかに該当する者のみで構成された世帯
  - \* 身体障害者手帳をお持ちの方
  - \* 療育手帳をお持ちの方
  - \* 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
  - \* 75歳以上の高齢者
  - \* 要介護者又は要支援者
- 対象工事 工務店等が大型の木製家具(たんす、食器棚等)に家具転倒防止金物を取り付けた工事
  - \* 家具転倒防止金具は、L字金物などの建物の下地に強固に固定する金具とし、つっぱり棒、固定ベルトなどは該当しません。
- 補助金 補助対象経費の2分の1以内、かつ2万円以内
  - \* 算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は切捨て
  - \* 1世帯につき、1回限り
- 必要書類
  - ・ 住民票(世帯全員分)
  - ・ 対象者に該当することを証明する書類(障害者手帳等)(世帯全員分)
  - ・ 領収書又は金融機関等の振込証明書
  - ・ 工事内容と内訳金額のわかるもの(設置内訳書)
  - ・ 工事内容がわかるもの(設置前、設置後の写真)
  - ・ 市税滞納状況の確認に同意する承諾書
- 留意点 補助金申請の受付は、工事完了後3週間以内です。
- 窓 □ 松本市役所
  - 住宅課 電話34-3246 fax34-3207

## 理美容料金助成券の交付（市の制度）

外出困難な障害者や高齢者に対して、訪問理美容を受ける場合の助成券を交付します。

- 対象者 次のいずれかに該当する方  
 ＊身体障害者手帳1、2級の方のうち、常時寝たきりで外出困難な方  
 ＊65歳以上の在宅高齢者のうち、常時寝たきりの方  
 ＊65歳以上の在宅高齢者のうち、認知症により、外出困難な方
- 交付内容 1,000円の理美容料金助成券を各年度18枚交付します。
- 留意点 1回の利用につき、助成券は3枚まで使用することができます。（差額については自己負担となります。）  
 ただし、1回の利用の料金が3,000円未満の場合、1,000円に満たない額の部分は現金での支払いになります。  
 (例 料金が2,700円の場合、助成券2枚まで使用可、残額の700円分は現金で支払う。)
- 窓 口 松本市役所  
 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
 (65歳以上の方)高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
 こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## くみとり料金の免除（市の制度）

次に該当する場合、し尿のくみとり料金が全額減免されます。

- 対象者 身障手帳1、2級、療育手帳A1、A2、B1、または精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちで、市民税の非課税世帯であること。
- 窓 口 松本市役所 環境保全課 電話34-3024 fax34-3202

## 青い鳥郵便葉書の無償配布

青い鳥郵便はがき（くぼみ入り通常郵便はがき）20枚が無料配布されます。

- 対象者 身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A(A1)、A(A2)
- 申込方法 毎年4月～5月に、お近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。（郵便による申し込みもできます）
- 窓 口 お近くの郵便局 （松本郵便局 電話35-0076 fax35-0399）



## ☆ NHK受信料の減免

次に該当する場合、NHK受信料が減免されます。

身体・知的・精神いずれかの障害手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額減免
視覚か聴覚の身障手帳(等級制限なし)または身障手帳1・2級、療育手帳A1、精神手帳1級のいずれかをお持ちで、本人が世帯主であり受信契約者である場合	半額減免

※ 免除基準における世帯とは、「住居及び生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。(平成20年8月日本放送協会「放送受信料免除(障害者関係)の市町村における証明事務のガイドラインより抜粋)

- 持ち物 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑
- 窓 □ 松本市役所(申請書があります。申請書に証明をします。)
  - 障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
  - こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119
  - 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
  - NHK長野放送局 営業部 電話026-291-5205

## 携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- 窓 □ 各携帯電話の取扱い店またはグループ店

## NTT番号無料案内

下記の障害者の方は、無料で番号案内(ふれあい案内)を利用することができます。  
\*下記窓口へお電話いただき、事前の登録が必要です。

- 対象者
  - \* 視覚1～6級
  - \* 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1～2級
  - \* 療育手帳交付者
  - \* 精神障害者保健福祉手帳交付者
- 窓 □ NTT フリーダイヤル電話0120-104174
- ◎ 関連 詳細は、NTT東日本長野支店総務広報担当へお問い合わせください。  
電話026-225-2037 fax026-225-4484

## 松本おもちゃ図書館

お子さんの成長と発達を促すため、おもちゃの貸出を行っています。  
(運営はボランティアグループの皆さんによって行われています。)

☆ 南部おもちゃ図書館(総合社会福祉センター内)

《開館時間》 第4土曜日 午後 1時～午後3時 (どなたでも利用できます)

## ☆ 北部おもちゃ図書館（北部福祉複合施設ふくふくらいず内）

《 開館時間 》	第1火曜日	午前10時～午後3時	（どなたでも利用できます）
	第3土曜日	午後1時～午後3時	（どなたでも利用できます）

- 貸出内容 保護者同伴のお子さん一人につき1点を無料貸出します。  
返却は次回の開館日となります。

詳しくは、開館日に直接お問い合わせください。

- 窓 □ 松本市役所  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

<b>郵便による不在者投票</b>
-------------------

身体障害者手帳で下記の障害程度の方は、市町村選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることにより、郵便による投票が認められます。

（代理記載制度もあります。）

- 対象者 両下肢、体幹、脳原性運動機能（移動機能）のいずれかが1～2級  
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸のいずれかが1・3級  
免疫・肝臓のいずれかが1～3級  
（代理記載制度：上記障害に加え視覚障害1級または上肢障害1級）

- 窓 □ 松本市選挙管理委員会事務局 電話34-3000（内線1221）  
fax39-1160

## ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に、周囲に知らせることができるマークを、ご希望の方に無料でお渡しします。（一人につき1個まで）

- 対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期の方など（障害者手帳の交付を受けていなくても利用できます。）
- 窓  松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112  
（松本保健福祉事務所でも無料でお渡ししています。）

## 内部障害・聴覚障害 自己表示カード

内部障害または聴覚障害の方は、一見して障害があるとわかりにくいいため、自分が障害を持っていることを周りの人に示すカードを、ご希望の方に無料でお渡しします。

- 対象者 身体内部または聴覚に障害・疾病がある方  
（身体障害者手帳の交付を受けていなくても利用できます。）
- 窓  松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣 地域生活支援事業

聴覚障害者が病院、公的機関等でコミュニケーションがとれない場合、または会議、講演会等で通訳が必要な場合等、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。  
（エクセルを利用したEメールでの派遣申請も受け付けています。ご希望の方は下記メールへご連絡ください。）

- 対象者 聴覚障害者及び音声・言語機能障害者
- 窓  松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
E-mail: syuwa\_youyaku@city.matsumoto.lg.jp

## 聴覚障害者生活訓練・コミュニケーション支援 地域生活支援事業

聴覚障害者の日常生活上必要な訓練等を個別に対応し、情報提供、コミュニケーション支援等を行います。

- 対象者 聴覚障害者
- 窓  松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119
- 実施主体 NPO法人松本市聴覚障害者社会参加支援協会  
電話26-9524 fax26-3053

## 言語および聴覚障害者ファックス110番・Web110番

言語および聴覚障害者等の方が、事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、ファックス又は、インターネットに接続して「文字対話(チャット)方式」で、長野県警察へ110番通報ができます。

- 対象者 言語及び聴覚障害者等
- 送信方法
  - \* ファックス110番通報について  
ファックス用紙に事件名、発生場所、発生日時、状況、ファックス発信者の住所・氏名・年齢・FAX番号・コミュニケーション方法、現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。  
(事前登録の必要はありません)
  - \* Web110番通報について  
下記のURLからWeb110番につながります。案内にしたがって操作をしてください。  
<http://110nagano.pref.nagano.lg.jp/>  
(事前登録の必要はありません)
- 問い合わせ 長野県聴覚障害者情報センター  
電話026-295-3530 FAX026-295-3567

## 言語および聴覚障害者等”ファックス”119番緊急通報

ファックスで緊急通報(火災及び救急要請)をする場合でも、電話と同じ「119」の番号で松本広域消防局に送信することができます。(事前登録の必要はありません)

- 対象者 言語及び聴覚障害者等
- 問い合わせ 松本広域消防局 電話25-0119 FAX25-3987

## 携帯電話災害通報受付サービス(聴覚障がい者等特定・Web119通報システム)

言語及び聴覚障害者の方が、携帯電話のインターネット機能とGPS機能を活用して、火災や救急等の災害通報をすることができるサービスです。(事前登録が必要です)

- 対象者 松本広域圏(8市村)に居住または通勤・通学していて、一般の加入電話(携帯)からの火災や救急等の災害通報が困難な方
- 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112
- 問い合わせ 松本広域消防局 電話25-0119 FAX25-3987

## 発声訓練教室(音声機能障がい者発声訓練事業)

疾病等により喉頭を摘出した方を対象として、声を取り戻すための発声訓練教室を実施します。(松本教室他県内5ヶ所で定期的に教室が実施されています。)

- 対象者 疾病等により喉頭を摘出した方
- 実施主体 長野県信鈴会(長野県からの委託)  
電話52-8768 fax52-8768

## 視覚障害者社会生活訓練

中途失明により、感覚訓練、点字指導、歩行指導等の生活訓練が必要な場合、訓練指導員を派遣します。

- 対象者 重度の視覚障害者
- 実施主体 長野県視覚障害者福祉協会(県視覚障害者福祉センター)  
電話32-5632 fax32-7854

## 点字・声の広報等の配布

重度視覚障害者で、点字又は録音テープによる「広報まつもと」「社協まつもと」を希望する方に配布します。

- 発行回数 \* 広報まつもと・・・年12回  
\* 社協まつもと・・・年 4回
- 窓 □ \* 広報まつもと  
松本市役所 秘書広報室 電話34-3271 fax34-3201  
\* 社協まつもと  
社会福祉協議会 地域福祉課 電話27-3381 fax27-2239

## 字幕入り広報の貸し出し

聴覚障害者の方に、字幕入り松本市広報番組及び字幕・手話通訳入りのDVDの貸し出しをしています。

- 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119

## テープ、ビデオカセット、図書の貸し出し

視覚障害者の方に、点字図書、声の図書（テープ、CD）、CD図書朗読機の貸し出しをしています。

○ 窓 □ 上田点字図書館 電話0268-22-1975

視覚障害者の方に、小説や教養・娯楽に関する図書の朗読録音テープの貸し出しをしています。

○ 窓 □ 長野県社会福祉協議会 電話026-227-5207

聴覚障害者の方に、字幕または手話入りビデオカセットの貸し出しをしています。

○ 窓 □ 長野県聴覚障害者情報センター  
電話026-295-3530 fax026-295-3567  
塩尻市立図書館 電話52-0280 fax53-7999

## やまびこ文庫

図書館の本、CD、点字資料、視覚障害者用録音図書（デイジー等）を月1回、宅配します。配達、回収は宅配業者が行います。

○ 対象者 障害、高齢等で図書館へ行くことが難しい方

○ 窓 □ 松本市中央図書館 電話32-0099 fax37-1148

## 対面朗読

ボランティアグループ「朗読ふれあいの会」の会員が自宅等へ訪問し、本や新聞などの朗読を行います。

○ 対象者 視覚障害者、又は視覚による表現の認識に支障があり、通常の本を読むことが難しい方

○ 窓 □ 松本市中央図書館 電話32-0099 fax37-1148

## 長野県障がい者文化芸術祭作品展

毎年9月に県障がい者文化芸術祭が開催され、作品展への出品を募集しています。

○ 募集時期 7月ごろ『広報まつもと』で募集します。

○ 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## 長野県障がい者スポーツ協会

障がい者スポーツ各種大会の開催や障がい者スポーツのさまざまな情報提供を行っています。

○ 窓 □ 長野市下駒沢586 県障がい者福祉センター「サンアップル」内  
長野県障がい者スポーツ協会  
電話026-295-3661 fax026-295-3662

## 長野県障がい者スポーツ福祉センターサンアップル

障害のある方のスポーツ・文化活動の推進を目的に、教室、大会、イベントの企画・運営、スポーツの指導、講習会の開催等、さまざまな事業を行っています。

- 窓 □ 長野市下駒沢586 長野県障がい者福祉センターサンアップル  
電話026-295-3111 fax 026-295-3511

## 障がい者スポーツ支援センター松本サンスポートまつもと

サンアップルの地域支所が「サンスポート」です。中信地域を活動エリアに、依頼団体へ出張して行うスポーツ教室や、地域のスポーツ施設を会場にスポーツ教室・大会等を開催しています。

また、障害のある方の社会参加につながるようスポーツ・レクリエーションの情報提供を行います。

- 窓 □ 松本市役所梓川支所内2階 サンスポートまつもと  
電話88-6826 fax 88-6836

## 長野県障がい者スポーツ大会

障がい者スポーツの県大会が毎年9月第3日曜日に、松本平広域公園を主会場に開催されます。

6月頃に事前申込が必要です。(在学中の方は、在籍校での申込となります。)

- 窓 □ 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## 救急医療情報キット支給事業（市の制度）

あなたの病歴やご親族の連絡先を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。もしもの時は、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度から、利用者の同意を得て、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等に提供します。また、利用者の名簿を、市と消防局や民生委員等が共有します。

- 支給内容（無料）  
専用ケース・救急情報カード（緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載）・冷蔵庫貼付用ラベル
- 支給対象者  
\* 避難行動要支援者名簿に記載されている者  
\* 独居又は日中独居、同居家族の疾病等の理由により、救急隊員が救急活動に必要な情報を把握することが困難になる可能性がある者
- 窓 □ 松本市役所  
高齢福祉課 電話34-3214 fax34-3016  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
こども福祉課 相談・支援担当 電話33-4767 fax36-9119  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112

## 避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、身体障害者手帳1級、2級などの要件に該当する方又は名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動などに、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。

- 窓 □ 松本市役所  
福祉政策課 電話34-3227 fax34-3204

## 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの重度身体障害者等で下記の要件を満たし、希望する方に緊急通報装置を設置します。

- 対象者  
松本市に居住しているひとり暮らしの方で、次のいずれかに該当する方  
① 65歳以上の高齢者  
② 身体障害者（1級、2級）  
③ 心疾患、高血圧症、ぜんそく等の方（1級、2級）  
以上のほか、寝たきり老人夫婦等  
※同一敷地あるいは隣接敷地に親族がいる場合は、原則対象外です。
- 利用条件  
※ 固定電話を引いていること（装置を固定電話に接続して利用するため、回線の種類によっては、利用ができない場合があります。）  
※ 警備員が利用者宅へ入る際に必要になりますので、合鍵をご用意ください。
- 内容  
1 緊急ボタン（通報装置本体）  
・ ボタンを押すとガードセンターにつながり、警備員が利用者宅へ向かいます。警備員の車にはAEDを搭載しています。  
・ 緊急搬送が必要な場合は、直ちに広域消防局へ連絡します。  
2 緊急ペンダント  
・ 利用者宅内で使用することのできる、携帯可能な緊急ペンダントです。  
3 人感センサー  
・ 室内に設置し、24時間利用者の動きを感知しない場合は自動的にガードセンターに通報します。  
4 健康相談  
「相談ボタン」を押すと、健康や介護に関する相談をすることができます。
- 利用料 月額600円  
低所得者（介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者）は、利用料が免除になります。
- 窓口 松本市役所  
障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119  
(65歳以上の方)高齢福祉課 電話34-3492 fax34-3026  
西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112



## 市内各種施設の利用料金の割引

手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）または松本市福祉100円バス乗車パス券をお持ちの方は、下記施設の利用料金が割引になります。

施設名（所在地）	電話番号	対象者、利用方法等
松本市立博物館（丸の内）	32-0133 fax 32-8974	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> をお持ちの方は、手帳または「松本市福祉100円バス乗車パス券」の提示により無料になります。 （特別展は別途料金がかかります。）
考古博物館（中山）	86-4710 fax 86-9189	
重要文化財旧開智学校・県宝旧司祭館（開智2）	32-5725 fax 32-5729	
窪田空穂記念館（和田）	48-3440 fax 48-4287	
重要文化財馬場家住宅（内田）	85-5070 fax 85-5070	
松本民芸館（里山辺）	33-1569 fax 33-1569	
はかり資料館（中央3）	36-1191 fax 36-1191	
山辺学校歴史民俗資料館（里山辺）	32-7600 fax 32-7604	
松本市歴史の里（島立）	47-4515 fax 47-4515	
松本市美術館（中央4）	39-7400 fax 39-3400	
松本市時計博物館（中央2）	36-0969 fax 36-0973	
松本城（丸の内）	32-2902 fax 32-2904	
松本市科学博物館（里山辺）	32-7600 fax 32-7604	
旧制高等学校記念館（県3）	35-6226 fax 35-6226	
山と自然博物館（蟻ヶ崎）	38-0012 fax 38-0012	
松本市四賀化石館（四賀）	64-3900 fax 64-3900	
松本市安曇資料館（安曇）	94-2134 fax 94-2134	
松本市奈川歴史民俗資料館（奈川）	79-2304 fax 79-2770	
松本市梓川アカデミア館（観覧）（梓川）	78-5000 fax 78-5101	
ゆめひろば庄内（屋内プール）（庄内）	24-1611 fax 45-1024	手帳または松本市福祉100円バス乗車パス券（障害者用）の提示により、高校生以上50円、小中学生20円となります。
ラーラ松本（島内）	48-1110 fax 48-1355	手帳の提示により本人は無料。
浮世絵博物館（島立）	47-4440 fax 48-0208	手帳の提示により団体割引扱いになります。

- 窓口
- ◎ 関連

介助者の割引等、その他詳しくは各施設へ直接おたずねください。  
松本市内に限らず、障害者割引を設定している施設等が多くあります。  
お出かけの際には手帳をお持ちいただき、各窓口でおたずねください。